



紙面上では市外局番03の表記を省略しています。

お知らせ

平成25年2月の国民健康保険料を特別徴収で納めた方へ

25年4月・6月の特別徴収(年金天引き)は、25年2月の特別徴収額と同額を仮徴収します。

仮徴収とは、特別徴収の対象の方に、前年度の保険料額を基にした金額を、4月・6月の年金から納めていただくことをいいます。

8月からの特別徴収は、6月に決定する平成25年度の年間保険料額から、4月・6月の特別徴収額を差し引いた金額を8月・26年2月の年金で納めていただきます。

なお、平成25年度の保険料決定(変更)通知書兼納入通知書は6月にお送りします。

口座振替による納付方法に切り替えることもできます。手続方法などは、お問い合わせください。

世帯主の方が25年度中に75歳になる場合は、保険料の納付方法が普通徴収(納付書や口座振替によるお支払い)となります。

【担当課】 国保年金課
 ☎(5654)8210

ハクビシンやアライグマでお困りの方へ

ハクビシンやアライグマが天井裏などにすみつき、ふん害などの被害がある場合はご相談ください。

職員が現地調査後、捕獲が必要と判断した場合は、

お住まいの方の了解を得た上で、区が契約する専門業者が敷地内に箱わな(おり)を設置します。

【担当課】 環境課
 ☎(5654)8237

小・中学生の学用品費や給食費を援助します(就学援助)

【対象】 区内在住で、公立の小・中学校に通学している方の保護者
 所得などの審査があります。

【申請方法】
 ▽葛飾区立の小・中学校に通学している方
 4月に学校から申請書とお知らせを配布します。申請書を学務課へ持参か郵送してください。

▽葛飾区立以外の公立の小・中学校に通学している方
 通帳・印鑑をお持ちの上、学務課で申請してください。

東日本大震災により災害救助法の適用地域から避難してきた方で希望する方は、申請してください。

【申請期限】
 4月19日(金)(消印有効)
 期限日以降の申請は申請月により支給額が変わります。毎年度申請が必要です。

【申請・担当課】
 〒124-8555葛飾区役所学務課
 (区役所4階428番)
 ☎(5654)8457

第3子以降の学校給食費を支援します

多子世帯の学校給食費の負担軽減のため、区独自に区立小・中学校の給食費を

援助します。

【対象】 区内在住で、区立小・中学校に3人以上のお子さんが在学している世帯(生活保護、就学援助を受けている世帯を除く)

【申請方法】
 対象の方には、4月に学校から申請書とお知らせを配布します。在学に申請書を提出してください。

【担当課】 学務課
 ☎(5654)8461

高齢の方・障害のある方へ紙おむつなどを支給します

申請後に郵送するパンフレットの中からご希望のおむつなどを選んで注文してください。

高齢の方は要介護度によって注文できる数量が異なります。

【高年齢の方】
 次の全てに該当する方
 ▽65歳以上で常時失禁状態にあり、要介護度が2以上の方

▽本人および同居する世帯員全員が住民税が非課税の方

【障害のある方】
 区内在住36歳で常時失禁状態などにあり、次のいずれかに該当する方
 ▽身体障害者手帳1・2級か愛の手帳1・2度をお持ちの方
 ▽脳性まひか進行性筋萎縮症の方

本人(20歳未満の方は扶養義務者)の所得による制限などがあります。

【申請方法】
 申請月分から支給または補助します。
 【申請方法】
 窓口へおいでください。詳しくはお問い合わせください。

【担当課】
 〒124-8555葛飾区役所(区役所2階201番)
 高齢者支援課
 ☎(5654)8259
 障害福祉課
 ☎(5654)8301

官公署だより

東京都シルバーパス 4～9月に新規に購入する方へ

都営交通や都内を走行する民営バスなどが利用できる「東京都シルバーパス」を発行しています(有効期間は発行日から平成25年9月30日(月)まで)。

【対象】 都内に住民登録をしている満70歳以上の方(寝たきりの方を除く)

満70歳になる月の初日から申し込みできます。

【申込方法】
 最寄りのバス営業所・都営地下鉄定期券発売所などのシルバーパス発行窓口でお申し込みください。

費用10,255円で発行を受けられる方

▷対象/平成25年度の住民税が「課税」で、平成24年の合計所得金額が125万円を超えている方

▷必要な物/住所・氏名・生年月日が確認できる書類(保険証や運転免許証など)

費用1,000円で発行を受けられる方

▷対象/平成25年度の住民税が「非課税」の方か平成25年度住民税は「課税」であっても、平成24年の合計所得金額が125万円以下の方

▷必要な物/住所・氏名・生年月日が確認できる書類(保険証や運転免許証など)、費用1,000円の対象者であることが確認できる書類(25年度介護保険料納入決定通知書、25年度住民税課税・非課税証明書、生活保護受給証明書のうちいずれか一つ)

平成25年度の住民税の賦課決定が行われるまでの期間(4～6月ごろ)は、24年度の書類で代用できます。

【問い合わせ】
 (社)東京バス協会シルバーパス専用電話 ☎5308-6950
 午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)

おむつ使用料の補助を受けている方は、4月19日(金)までに請求してください。

【請求に必要な物】
 印鑑・領収書(12ヶ月分のおむつ使用料の金額、本人の氏名および品名などが書いてある物)・本人名義の預金通帳

子どもとの接し方や生活リズムなど家庭教育に関する学習会を開くときの講師謝礼や保育士謝礼を補助します。
 〒124-8555葛飾区役所地域教育課
 (区役所4階407番)
 ☎(5654)8589

4月はおむつ使用料の請求月です

家庭教育に関する学習会に講師を派遣します

【募集案内配布・申し込み(担当課)】
 〒124-8555葛飾区役所(区役所2階234番)区ホームページからも取り出せます。

【対象】 紙おむつの支給対象者で、入院などにより区への支給する紙おむつが使用できない方

【申込方法】
 所定の申込書に団体の会則、会員名簿を添えて、5月8日(水)(必着)までに持参か郵送(多数抽選)。

【対象】 6月1日(土)～10月15日(火)に学習会を開催する乳幼児や小・中学生の保護者団体、青少年育成団体、子どもの育成に関わる団体など 20団体(1団体に1回のみ)
 詳しくは募集案内・区ホームページをご覧ください。

非常勤職員募集

詳しくはお問い合わせください。

職種・勤務内容	募集人数	対象	勤務期間	勤務日時	報酬など	申込方法	選考日・選考方法	申し込み・担当課
メンタルケース支援員 精神疾患などによる生活上の問題を抱える生活保護受給者とその世帯員に係る相談など	1人	保健師または精神保健福祉士の資格を有し、医療機関・保健所などで精神障害などの保健医療福祉業務に携わった実務経験を有する方	6月1日～26年3月31日(4回まで更新可)	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 4週15日勤務	月額208,200円 交通費・有給休暇あり。 健康保険・厚生年金・雇用保険加入。	市販の履歴書(写真貼り付け)、返信用封筒(80円切手貼り付け、宛先記入)、応募動機(生活保護についての所感・自己PRを含めて800字程度。A4用紙使用、様式自由)を4月24日(水)(必着)までに持参か郵送。封筒に「メンタルケース支援員」と朱書き。 【募集要項配布場所】 福祉事務所東庁舎・西生活課(区役所2階234番)区ホームページからも取り出せます。	書類選考の上、5月9日(木)(予定)に面接	〒125-0042 金町1-6-24 福祉事務所東庁舎 東生活課 ☎3607-2151
中国残留邦人等支援相談員 中国残留邦人等に対する支援給付業務および通訳業務など	1人	中国残留邦人に理解が深く、中国語および日本語が堪能で、パソコン操作(ワード・エクセル)、訪問業務ができる方	6月1日～26年3月31日(4回まで更新可)	月～金曜日 午前9時～午後5時15分 週4日勤務	月額201,100円 交通費・有給休暇あり。 健康保険・厚生年金・雇用保険加入。	市販の履歴書(写真貼り付け)、返信用封筒(80円切手貼り付け、宛先記入)、作文「中国残留邦人の方々への支援について、あなたの考えを述べてください。」(日本語で800字程度。A4用紙使用、様式自由)を4月22日(月)(必着)までに持参か郵送。封筒に「支援相談員」と朱書き。 【募集要項配布場所】 福祉事務所東庁舎・西生活課(区役所2階234番)区ホームページからも取り出せます。	書類選考の上、5月10日(金)(予定)に面接	〒125-0042 金町1-6-24 福祉事務所東庁舎 東生活課 ☎3607-2109

東日本大震災被災者への義援金を受け付けています。義援金は、日本赤十字社を通じて被災地にお送りします。

【受付場所】 区民ホール(区役所2階)・総務課(区役所5階504番)・区民事務所・区民サービスコーナー 【担当課】 総務課 ☎5654-8136